

令和 7 年度大阪駅前第 3・第 4 ビル間地下連絡通路における広告募集要項

1 募集の趣旨・目的

都市整備局では、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪駅前第 3・第 4 ビル間地下連絡通路の壁面に設置している電照広告枠（以下「広告枠」という。）を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり広告掲載者を募集します。

2 広告枠が設置されている地下連絡通路の施設概要

(1) 名称

大阪駅前第 3・第 4 ビル間地下連絡通路（以下「地下連絡通路」という。）

(2) 所在地

大阪市北区梅田 1 丁目地内

※地下連絡通路の位置については、「【資料 1】大阪駅前第 3・第 4 ビル間地下連絡通路位置図」をご参照ください。

(3) 構造・仕様等

- ・通路延長 約 40m（地下 1 階、地下 2 階とも）
- ・標準通路幅 約 4.7m
- ・標準通路高 約 2.7m
- ・竣工年月 昭和 54 年 6 月

※必要に応じて、開放時間内（下記(4)参照）に、現地をご確認ください。

(4) 開閉時間（毎日）

- ・開放 午前 7 時頃
- ・閉鎖 午後 11 時 30 分頃

※開閉時間は、接続する商業ビルの営業時間等により変わる場合があります。

3 募集内容

(1) 広告枠設置場所

地下連絡通路の東側壁面および西側壁面

※詳細は、「【資料 2】大阪駅前第 3・第 4 ビル間地下連絡通路広告枠配置図」をご参照ください。

(2) 広告枠数

電照広告枠 18 枠（大きさ 幅 1,120×高さ 1,390 単位：ミリメートル）

※各枠の掲載サイズは、「【資料3】 広告枠の仕様等」をご参照ください。

(3) 広告枠使用期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

ただし、月の初日が閉庁日の場合は、翌開庁日を掲載の開始日とし、また、月の末日が閉庁日の場合は、前開庁日を掲載の最終日とし、撤去作業も最終日までに完了していただきます。

4 広告枠使用料

(1) 広告枠使用料の金額

	枠数	金額
地下1階	6 枠	1 月 1 枠につき 1 5, 5 0 0 円（税込 1 7, 0 5 0 円）
地下2階	12 枠	1 月 1 枠につき 1 4, 7 5 0 円（税込 1 6, 2 2 5 円）

(2) 広告枠使用料の支払い

広告枠使用料は、本市が発行する納入通知書により納入していただきます。

※納入期限は、納入通知書に記載されており、発行日から概ね2週間となります。

(3) 注意事項

広告枠使用承認の取消しまたは広告枠の使用を辞退されることになった場合であっても、納入済みの広告枠使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき事由に基づく場合を除きます。なお、返還すべき事由が発生した場合は、本市と広告掲載者において別途協議を行います。返還は広告枠使用料のみとし、その他の費用については、本市は一切負担しません。

5 申込受付期間、方法等

(1) 受付期間

申込みは、次のアの期間に受け付けます。なお、アの期間を過ぎた後も広告枠に空きがある場合に限り、次のイの期間にも受付を行います。

ア 令和6年12月11日（水）から令和7年1月24日（金）まで【必着】

この期間に、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの12か月分の一括申込みのみを受け付けます。

イ 令和7年1月28日（火）以降（広告枠に空きがある場合）

この期間に、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間内で、ご希望の月数（1か月～12か月）の申込みを受け付けます。ただし、原則として広告掲載希望月の前月の1

日（1日が閉庁日の場合は、前開庁日となります。）を申込みの締切りとします。

広告枠の空き状況については、大阪市ホームページまたは「(3) 申込書の提出先」まで直接お問い合わせください。

(2) 受付方法

大阪市行政オンラインシステムにて申込みを受け付けます。もしくは、「(様式1-1) 令和7年度大阪駅前第3・第4ビル間地下連絡通路広告事業 広告掲載者応募申込書」または「(様式1-2) 令和7年度大阪駅前第3・第4ビル間地下連絡通路広告事業 広告掲載者応募申込書」に必要事項をご記入のうえ、「(3) 申込書の提出先」まで持参、送付、FAXまたは電子メールにより提出してください。

※広告枠数は、1枠から18枠（地下1階と地下2階の広告枠数の合計）まで自由に申込みができます。

※代理人が申込手続を代行される場合は、委任状が必要です。

※申込書の記載に不備がある場合は受付できませんので、再提出してください。

(3) 申込書の提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所 本庁舎7階）

大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課

市街地再開発グループ TEL 06-6208-9454 FAX 06-6202-7025

Eメール ka0065@city.osaka.lg.jp

<受付時間>

午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く。）

※持参の場合は、開庁日の上記時間

6 応募資格

次の各号に定める内容を全て満たす個人または法人が応募することができます。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 民事再生または会社更生の手續中の者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないこと。
- (6) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

7 広告掲載者の決定等

(1) 広告掲載予定者の決定

ア 「5 申込受付期間、方法等 (1)受付期間 ア令和6年12月11日(水)から令和7年1月24日(金)まで【必着】」の申込みによる広告掲載予定者

・令和7年1月27日(月)午前10時から、抽選による次の①から⑤の手順に沿って決定します。

- ① 地下1階の広告枠への応募者の優先順位を抽選により決定します。

② ①で決定した優先順位の上位の応募者から順に、地下1階の広告枠を1枠ずつ割当てていきます。その際割当てる広告枠は、「広告掲載者応募申込書」内「割当希望順位」の第1希望欄に記入された枠番号の枠とします。ただし、既にその枠の広告掲載予定者が決定している場合は、広告掲載予定者が決定していない枠番号に該当するまで下位の希望欄に繰下げ割当てます。

③ 地下1階の全ての広告枠の割当てが完了する、または各応募者の地下1階における希望枠数を全て割当ててまで②を繰り返し行います。

④ 地下2階の広告枠への応募者の優先順位を抽選により決定します。

⑤ ②～③と同様の手順で地下2階の広告枠を割当てます。

※抽選で決定した応募者の優先順位によっては、割当てられる前に希望する枠番号の枠が既に埋まっている場合がありますので、ご了承ください。

※特定の枠番号のみからの割当てを希望する場合は「広告掲載者応募申込書」に記載の【記入例】にならって、その旨を示してください。

※申込みを取下げる場合は、受付期間終了日までに、「(様式2) 令和7年度大阪駅前第3・第4ビル間地下連絡通路広告事業 取下げ・辞退届」を本市へ提出してください。受付期間終了後の申込みの取下げは認めません。

イ 「5 申込受付期間、方法等 (1)受付期間 イ令和7年1月28日(火)以降」の申込みによる広告掲載予定者

・受付先着順にて決定します。

(2) 広告掲載者の決定(広告枠の使用承認)

(1) による広告掲載予定者の決定後、「6 応募資格」について審査し、広告枠の使用の承認または非承認を決定したうえで、広告枠使用承認通知書または広告枠使用非承認通知書によりお知らせします。

(3) 広告枠使用承認の辞退

(2) により使用承認された広告枠の全部を辞退する場合は、速やかに「(様式2) 令和7年度大阪駅前第3・第4ビル間地下連絡通路広告事業 取下げ・辞退届」を本市へ提出してください。使用承認された広告枠の一部を辞退することは認めません。

※納入済みの広告枠使用料については返還しません。

※使用承認後に全部を辞退した場合、イの期間に応募することはできません。

8 広告枠の使用承認の取消し

広告掲載者が、広告枠の使用承認後において、この要項のほか、関係法令、要綱および要領に違反したと本市が認める場合は、広告枠の使用承認を取消すものとします。

※納入済みの広告枠使用料については返還しません。

※使用承認の取消し後は、イの期間に応募することはできません。

9 広告の掲載等

(1) 広告内容の審査

使用承認を受けた広告枠への広告の掲載にあたっては、広告内容の審査が必要です。本市が審査し、承認した広告内容以外は掲載できません。あらかじめ、広告内容の自主審査を行ったうえで、本市へ審査を依頼してください。

ア 広告内容の自主審査

掲載する広告内容については、関係法令、大阪市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）および大阪駅前第3・第4ビル間地下連絡通路における広告掲載要領（以下「要領」という。）を遵守しているか否かについて、広告掲載者が自主審査を行ってください。

※広告主を募集して広告掲載を行う場合（広告掲載者と広告主が異なる場合）は、広告主についても、「要領」第2条の規定に抵触しないことを必ず確認してください。該当する場合、当該広告は掲載できません。

イ 本市への審査依頼

本市への審査依頼は、必ず「ア 広告内容の自主審査」を行ったうえで、広告を掲載しようとする月の前月の10日（10日が閉庁日の場合は前開庁日）までに行ってください。依頼が遅れた場合、予定月からの掲載ができなくなることがあります。

ウ 本市への審査依頼方法

「（様式3-1）令和7年度大阪駅前第3・第4ビル間地下連絡通路広告事業 広告内容審査依頼書」に必要事項を記入のうえ、広告内容の見本（カラー）を添付し、本市へ提出してください。1つの広告内容につき広告内容審査依頼書1通を提出してください。（受付時に、広告内容審査依頼書に受付印を押印した写しをお渡しします。）

なお、広告掲載者と広告主が異なる場合は、「（様式3-2）令和7年度大阪駅前第3・第4ビル間地下連絡通路広告事業 広告内容審査依頼書（広告掲載者と広告主が異なる場合）」により審査を依頼してください。様式3-1と記入内容が異なりますので、ご注意ください。

※代理人が依頼手続を代行される場合は、委任状が必要です。

※依頼書の記載の不備や必要書類に不足がある場合は、受け付けできませんので、ご注意ください。

エ 審査による修正・削除等について

本市は、広告内容、デザイン等が、要綱および要領に抵触しないか審査します。審査の結果、要綱および要領に抵触すると判断した場合は、広告掲載者に広告内容の修正・削除等を求めます。この指示に従っていただけない場合は、広告枠の使用を認めません。また、納入済みの広告枠使用料は返還しません。

(2) 広告の掲載決定

要綱および要領に基づき内容を審査し、広告の掲載または掲載不可を決定したうえで、広告掲載決定通知書または広告掲載不可決定通知書によりお知らせします。

※広告は、掲載決定後に作成し、電照広告に適した仕様としてください。なお、本市が広告作成にかかる費用を負担することはありません。

(3) 広告の掲載および撤去作業

広告の掲載および撤去作業は、本市職員立会いのもとで行っていただきますので、日時等を事前に調整願います。作業は、広告掲載者または広告掲載者の依頼を受けた方が行ってください。

※広告の掲載作業は、広告枠使用料が納付されていることを本市が確認するまで実施できません。

(4) 注意事項

広告枠は、現状有姿で使用していただき、使用期間中は、広告掲載者による善良な管理者の注意義務をもって管理していただきます。

広告枠の使用にあたり、事故、被害および問題が発生した場合は、速やかに本市に報告するとともに、本市の指示がある場合にはその指示に従い、広告掲載者の責めによる場合は、広告掲載者の責任と費用負担において対応してください。

広告掲載者の責めにより、本市が被害者その他第三者から損害賠償その他名目の如何を問わず金員の支払を余儀なくされた場合（法律、判決その他債務名義に基づく場合を含みますが、それに限りません。）には、広告掲載者は、本市が要した費用（弁護士費用を含みます。）を直ちに支払っていただきます。

広告掲載者（自ら広告を掲載する広告主を除く。）が、別途、広告主と契約を行う際は、広告枠使用承認期間が満了した場合または広告枠使用承認が取消された場合、広告主が当該広告枠に広告を掲載する権利を喪失することを広告主との契約に明記しなければなりません。

広告掲載者（自ら広告を掲載する広告主を除く。）と広告主との契約について、広告主から損害賠償その他名目の如何を問わず金員の請求があっても、本市は一切関与しません。

10 使用期間終了後の対応

広告掲載者は、期間満了および使用承認の取消しにより、使用期間が終了した場合には、本市が認めた場合を除き、掲載している広告を広告掲載者の責任と費用負担において撤去し、広

告枠を原状回復のうえ、本市に引渡さなければなりません。なお、次期の広告掲載者との円滑な事業引継ぎが行えるよう、原則として使用期間終了日までに原状回復をしてください。ただし、本市が認めた場合を除きます。

11 本応募申込等に関する留意事項

本応募申込みおよび提出書類の作成にあたっては、次の事項を留意のうえ行ってください。

- (1) 本募集にあたり、使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- (2) 提出された書類は、大阪市情報公開条例により公開される場合があり、また、本市が必要と認める場合は、提出された書類を無償で利用できるものとします。
- (3) 応募申込みに関する全ての費用は、申込者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

12 本市の免責事項

- (1) 本市の責めに帰すことのできない事由により、広告掲載者の被った損害に対しては、本市はその責任を負いません。
- (2) 本市が必要と認める通路の修繕、改修、保守点検作業およびそれらに伴う停電等により広告掲載者の被った被害に対しては、本市はその責任を負いません。
- (3) 前項により広告掲載者が広告枠を一時的に使用できなくなった場合、それによる広告枠使用料の返還は行いません。
- (4) 地震、風水害、火災、停電、漏水事故その他本市および広告掲載者の責めに帰すことができない事由により、通路の全部もしくは一部が使用できなくなり、または使用承認した広告枠で広告の掲載が不可能になった場合は、本承認は当然に終了したものとし、かつ、これによって広告掲載者が被った損害については、本市は何らの責任を負いません。なお、この場合、広告枠使用料については、本市と広告掲載者において別途協議のうえ返還します。

13 その他

本要項に定めのない事項および疑義が生じた場合は、全て都市整備局長の決定によるものとします。

14 問合せ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 (大阪市役所 本庁舎 7 階)

大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課

市街地再開発グループ TEL 06-6208-9454 FAX 06-6202-7025

Eメール ka0065@city.osaka.lg.jp